

## 高松市地域災害医療対策会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市の災害時における医療提供体制の状況把握、医療救護に関する情報収集及び提供、医療救護班の派遣や医薬品等の調達に係る調整を円滑に行うため、高松市地域災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定及び見直しに関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動及び公衆衛生活動等の調整に関すること。
- (4) 訓練及び研修等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対策会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 対策会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人高松市医師会の代表者
- (2) 一般社団法人木田地区医師会の代表者
- (3) 一般社団法人綾歌地区医師会の代表者
- (4) 公益社団法人高松市歯科医師会の代表者
- (5) 一般社団法人高松市薬剤師会の代表者
- (6) 公益社団法人香川県看護協会の代表者
- (7) 市内に所在する災害拠点病院の代表者
- (8) 本市の区域の全部又は一部を管轄する警察署の職員
- (9) 高松市消防局消防防災課長
- (10) 高松市総務局危機管理課長
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 対策会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 対策会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、健康福祉局保健所保健対策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の対策会議の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、

第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。